

第11号様式（用紙 縦18センチメートル 横10センチメートル）

沖縄県 県税  
宿泊税 領収証書 (公)

口 座 番 号		加 入 者	
01730-3-961038		沖縄県会計管理者	
施設番号 (課税番号)		年度	調定 申告区分
			当初 追加
納 入 者	住 ( 居 ) 所		
	氏 名 ( 名 称 )		
	施 設 名 称 ( 宿 名 )		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計①		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計②		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計③		
合 計 額 ① + ② + ③ =			
納 期 限 ( 申 告 期 限 )		年 月 日	
課税事務所	那覇県税事務所	領収日付印	
納入場所			
琉球銀行、沖縄銀行、 沖縄海邦銀行、 コザ信用金庫、 沖縄県労働金庫、 沖縄県農業協同組合、 みずほ銀行、鹿児島銀行、 沖縄県内のゆうちょ銀行 又は郵便局			
上記の金額を領収しました。(特別徴収義務者保管)			

沖縄県 県税  
宿泊税納入書 (原符) (公)

口 座 番 号		加 入 者	
01730-3-961038		沖縄県会計管理者	
施設番号 (課税番号)		年度	調定 申告区分
			当初 追加
納 入 者	住 ( 居 ) 所		
	氏 名 ( 名 称 )		
	施 設 名 称 ( 宿 名 )		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計①		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計②		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計③		
合 計 額 ① + ② + ③ =			
納 期 限 ( 申 告 期 限 )		年 月 日	
課税事務所	那覇県税事務所	領収日付印	
領収日付印			
上記の金額を領収しました。(金融機関保管)			

沖縄県 県税  
宿泊税領収済通知書 (公)

口 座 番 号		加 入 者	
01730-3-961038		沖縄県会計管理者	
施設番号 (課税番号)		年度	調定 申告区分
			当初 追加
納 入 者	住 ( 居 ) 所		
	氏 名 ( 名 称 )		
	施 設 名 称 ( 宿 名 )		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計①		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計②		
実績年月	税 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
年 月 分	延滞金		
	小計③		
合 計 額 ① + ② + ③ =			
納 期 限 ( 申 告 期 限 )		年 月 日	
課税事務所	那覇県税事務所	領収日付印	
指定金融 機関名 (ゆうちょ銀行)	琉球銀行又は沖縄銀行	領収日付印	
取りまとめ店	〒312-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務 センター		
上記の金額を領収しましたので通知します。  (沖縄県保管)			

第12号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）



年 月 日 沖縄県 那覇県税事務所長 殿	特別徴収義務者	法人番号	<input type="text"/>
		住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者名	
		応答部署名及び担当者氏名	(電話 — — )
	施設	名称又は届出番号	
		所在地	
施設番号(課税番号)			
宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書			
沖縄県宿泊税条例第10条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。			
特例適用開始を希望する対象月		年 月分 ( 月末日納期分) 以降	
申告等の状況	期間	か月 (令和 年 月 1日 から 令和 年 月 末日 まで) (①)	
	納入すべき金額の合計額	円 (②)	
	納入すべき金額の合計額を月数で除した金額	円 (②円÷①の月数)	
	旅館業法等による許可(届出・認定)日 (個別指定特別徴収義務者にあつては個別指定の日)	年 月 日	
	特例指定の取消	有 ( 年 月 日) ・ 無	
	加算金の決定	有 ( 年 月 日) ・ 無	
	県税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無	

第13号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者

殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった宿泊税の申告期限の特例適用申請の認定について、下記のとおり決定したので、沖縄県宿泊税条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。

記

- 特例の適用者として指定する（ 年 月分に係る申告から適用）  
 特例の適用者として指定しない

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	
宿泊施設の所在地	
不指定とする理由	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定取消通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者

殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

次の宿泊施設に係る宿泊税の申告納付に関して、沖縄県宿泊税条例第10条第2項の規定による申告期限の特例適用を受ける者としての指定を取り消したので、同条第4項の規定により通知します。

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	
宿泊施設の所在地	
指定を取り消す理由	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）



年 月 日  沖縄県 那覇県税事務所長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	法 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
		住 所 又 は 所 在 地									
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名									
	応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名	( 電 話            —            —            )									
	施   設	名 稱 又 は 届 出 番 号									
所 在 地											
施 設 番 号 ( 課 税 番 号 )											
宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書											
沖縄県宿泊税条例第11条第2項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。											
申請の区分		還 付 ・ 納 入 義 務 の 免 除									
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分		年            月 分									
還付の申請にあっては申告した税額等	課税標準となる宿泊料金										
	税額										
納入すべき税額等	課税標準となる宿泊料金										
	税額										
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額等	課税標準となる宿泊料金										
	税額										
申請の理由											

注 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

第16号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

宿泊税の（還付・納入義務の免除）に係る決定通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者

殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

申請のあった宿泊税の還付又は納入義務の免除の申請については、次のとおり決定したので、沖縄県宿泊税条例第11条第4項の規定により通知します。

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	
宿泊施設の所在地	

申請した事項	<input type="checkbox"/> 還付 <input type="checkbox"/> 納入義務の免除
申請に対する決定	<input type="checkbox"/> 申請を承認する <input type="checkbox"/> 申請を却下する
還付する額又は納入義務を免除する額	円
申請を却下する理由	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別徴収義務者  
殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

宿泊税（更正・決定）通知書

次のとおり宿泊税及びこれに対する加算金額を（更正・決定）したので、地方税法第733条の16第4項の規定により通知します。  
なお、この通知書により（納入・納付）すべき金額は、 年 月 日までに納付書に記載する納付場所に（納入・納付）してください。

月 別	本 税				加 算 金						納 入（ 納 付） すべき 額 ③+⑥	
	更正・決定額		既に納入の 確定した額 ② （円）	差引増減 税額③ （円）	申告書 提出期限 申告書 提出年月日	区分	基礎となる 税額 （円）	率	決定額 ④（円）	既に納付 の確定し た額 ⑤（円）		差引増減 額 ④-⑤ ⑥（円）
	課税標準となる 宿泊料金（円）	税額① （円）										
合計												

注1 不足税額については、申告期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（申告期限の翌日から納付の日までの期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が

年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。